

# 事業概要及び測量説明会

東村山都市計画道路3・4・15の1号新東京所沢線

(東久留米市金山町二丁目地内から同市氷川台二丁目地内)

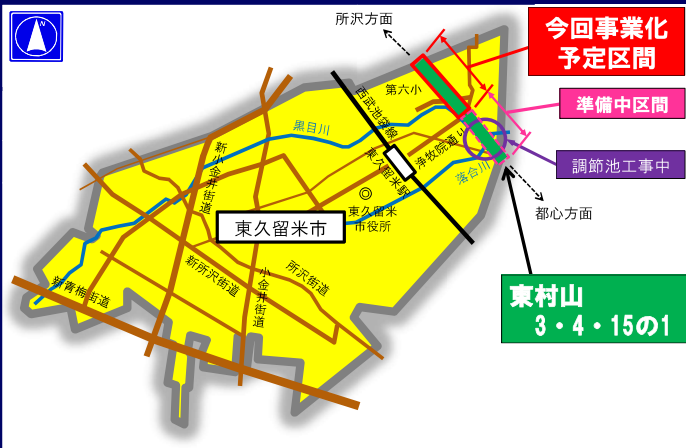
東京都北多摩北部建設事務所

# 事業概要

東村山都市計画道路3・4・15の1号新東京所沢線

(東久留米市金山町二丁目地内から同市氷川台二丁目地内)

## 路線の概要



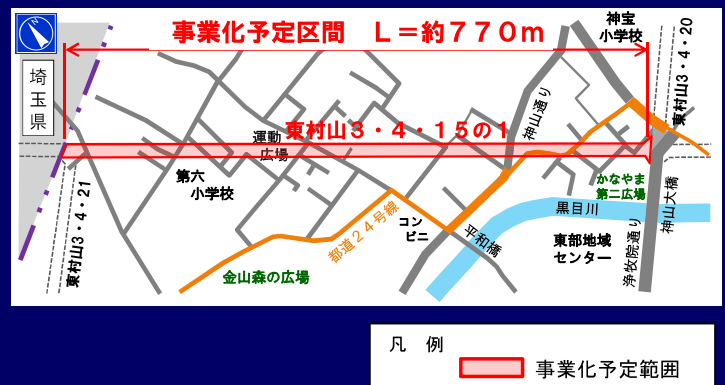
## 路線の概要(広域)



## 事業の概要

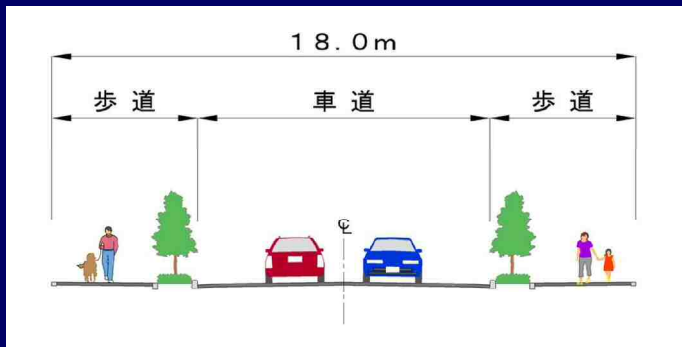
|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 路線名    | 東村山3・4・15の1                  |
| 都市計画決定 | 昭和37年7月26日                   |
| 区間     | 東久留米市金山町二丁目地内～<br>同市氷川台二丁目地内 |
| 延長     | 約770m                        |
| 幅員     | 18m                          |
| 車線数    | 2車線                          |

## 事業区間平面図



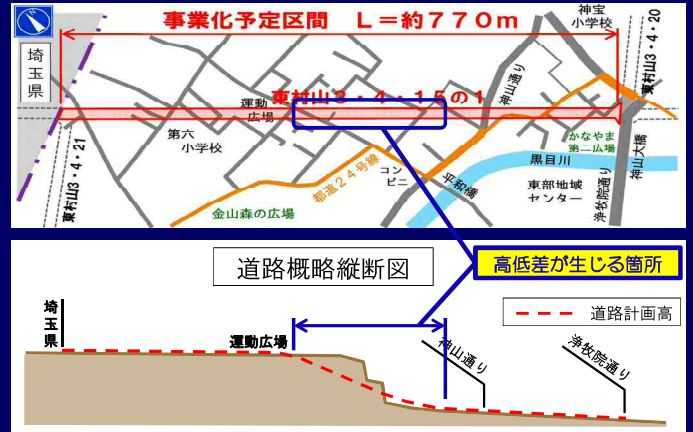
凡例  事業化予定範囲

## 計画断面（案）（一般部）

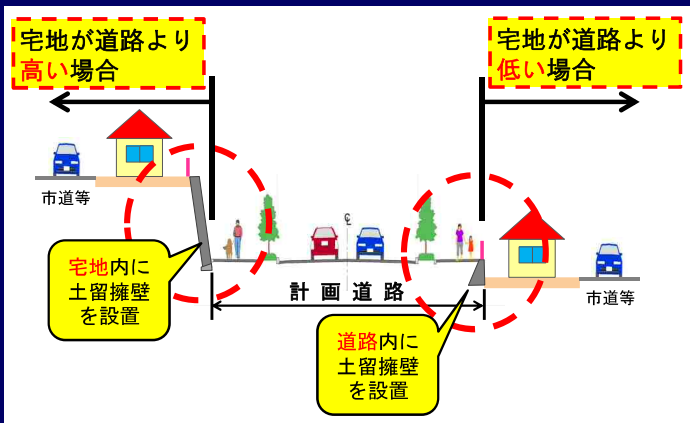


（イメージ図）

## 計画道路と周辺宅地に発生する高低差



## 高低差が発生する箇所の整備イメージ



## 事業の効果

- 都心とのアクセス強化による利便性の向上
- 広域的な防災機能の向上
- 安全で快適な道路空間の確保

等

## 都心とのアクセス強化による利便性の向上



## 広域的な防災機能の向上



## 安全で快適な道路空間の確保



## 安全で快適な道路空間の確保



↓ 広い道路を整備



## 無電柱化による効果

良好な都市景観の創出



都市防災機能の強化

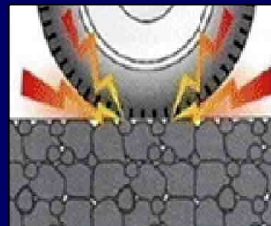


安全・快適な歩行空間の確保

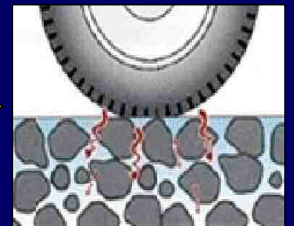


## 低騒音舗装の効果

通常の舗装



低騒音舗装



路面騒音の低減

空隙の多い舗装

## 測量について

現況測量  
用地測量

## 現況測量

### 現況測量について

現況測量について  
この測量は、皆様方の土地の起伏や建物の位置、周辺道路の形状等の測量を行い、その結果を現した「現況平面図」により、皆様方の土地や建物と、都市計画線との位置関係を明らかにすることを目的としています。

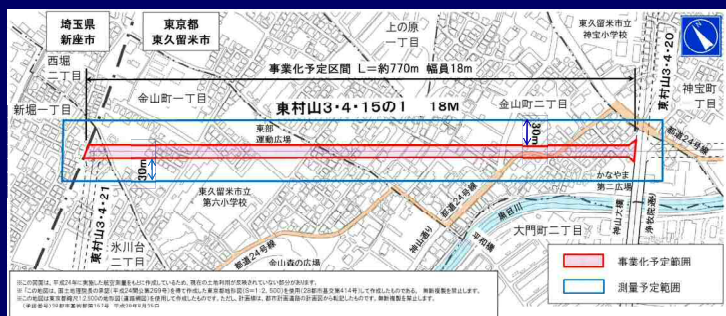
土地や建物と都市計画線との位置関係を示した現況平面図（見本）



### 現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 道路の中心線及び幅を測す杭の設置
4. 道路の縦断および横断方向の高さの測量

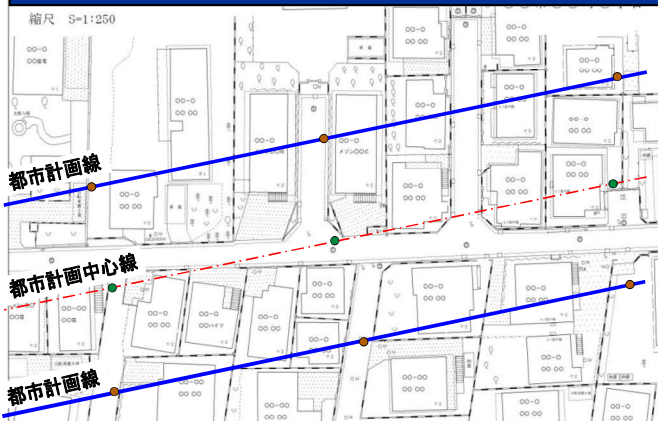
# 現況測量範囲



# 現況測量の流れ

1. 測量の基準となる点の設置
2. 皆様方の土地や建物、道路等の位置の測量
3. 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭の設置
4. 都市計画道路の縦断および横断方向の高さの測量

# 現況平面図 (見本)



# 現況測量に伴う宅地、畑等への立ち入り

- 1 皆様方の土地や建物などの位置を測量する時
- 2 都市計画道路の中心線及び幅を現す杭を現地に設置する時
- 3 都市計画道路の縦断及び横断方向の高さを測量する時

皆様方の宅地、畑等に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

# 用地測量

**用地測量について**

用地測量について  
この測量は、道路を整備するために必要となる土地について、周辺の土地との境界を確認し、道路として取得させていただく、土地の面積を定めることを目的としています。

**用地測量の流れ**

1. 境界を確認するための資料収集等  
土地の境界を確認するために必要となる資料等を収集します。
2. 境界を確認するための現地立会い  
現地で土地の境界を確認します。
3. 境界点の測量  
土地の境界点を測量します。
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置  
現地に都市計画線の位置を現す杭を設置します。

# 用地測量の流れ

1. 境界を確認するための資料収集等
2. 境界を確認するための現地立会い
3. 境界点の測量
4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置



## 1. 境界を確認するための資料収集等

1 土地の境界を確認するために必要な公図や土地登記簿等を登記所などから取得します。

2 皆様方の宅地、畑等にある既存の境界杭等を確認させていただきます。

## 2. 境界を確認するための現地立会い

1 現在ある道路などの公共用地と私有地との境界の確認

2 私有地と私有地との境界の確認

## 境界立会いの通知について

ハガキ

北北建工 第 号  
土地境界立会いについて

道路 計画のため、所有 されている  
河川 計画のため、所有 されている  
見本

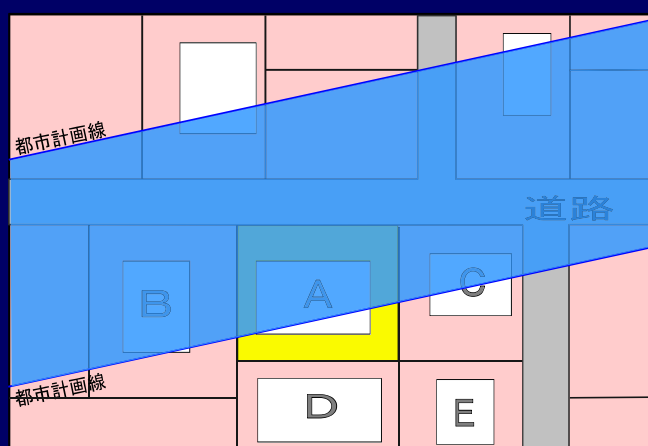
番地  
の土地と、隣地との境界を実地調査いたしますので、  
誠にご多忙中恐縮ですが、  
平成 年 月 日 午前・午後 時 分  
上記場所にお立会いください。  
なお、雨天の場合は、当日の立会いを取りやめること  
とし、 月 日 同時刻といたします。  
小雨の時には行います。

立会いにさいしては  
この通知状と印鑑(みとめ)をご持参下さい。  
参考となる図面又は書類があれば、ご持参下さい。  
代理人に立会いされる場合は、委任状を持参して下さい。  
当日立会いできない場合、またご不明の点がありましたら、  
下記へお問い合わせ下さい。

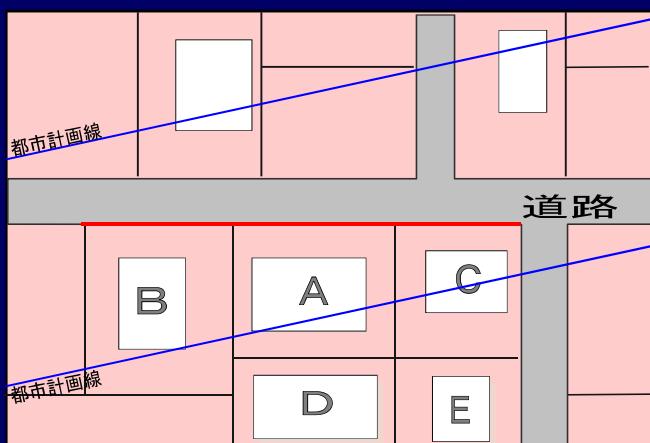
平成 年 月 日  
〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-15-19  
東京都北多摩北部建設事務所  
電 話  
担 当

公印

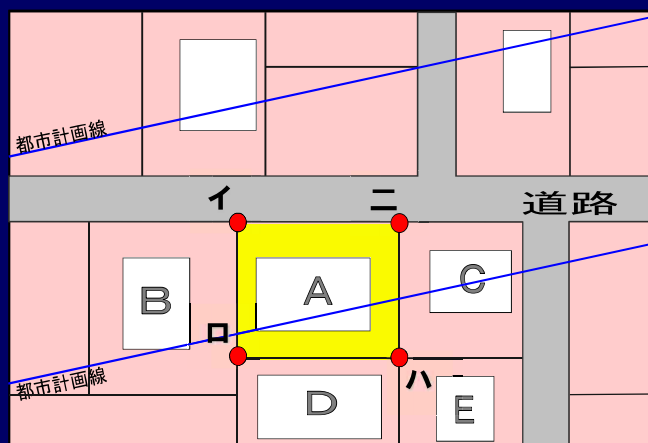
## 境界確認の手順(Aさんの場合)



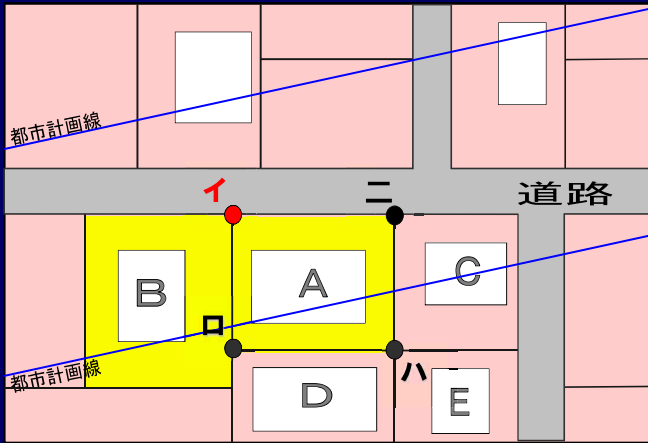
## 公共用地と私有地との境界を確認する手順



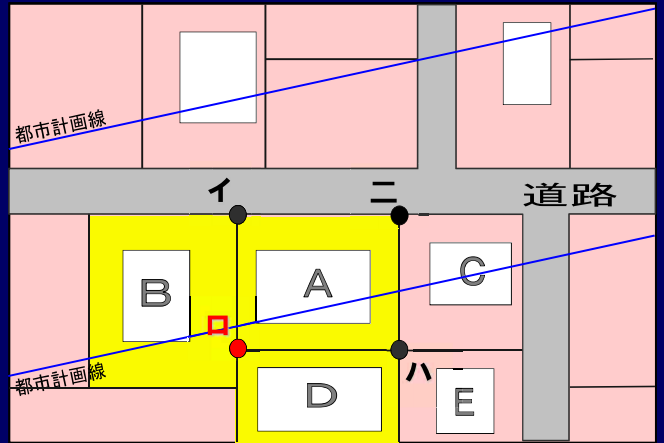
## 私有地と私有地との境界を確認する手順



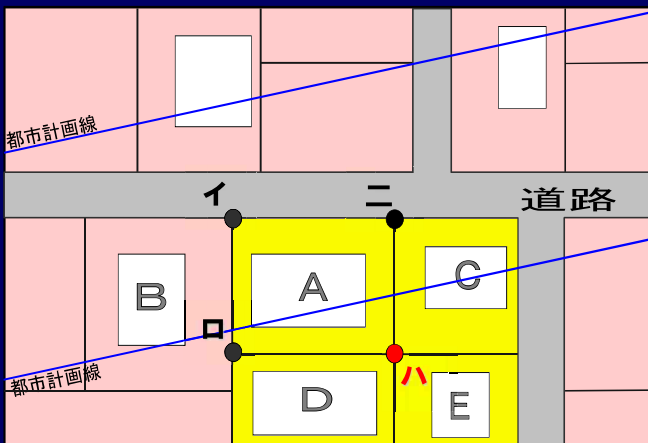
私有地と私有地との境界を確認する手順



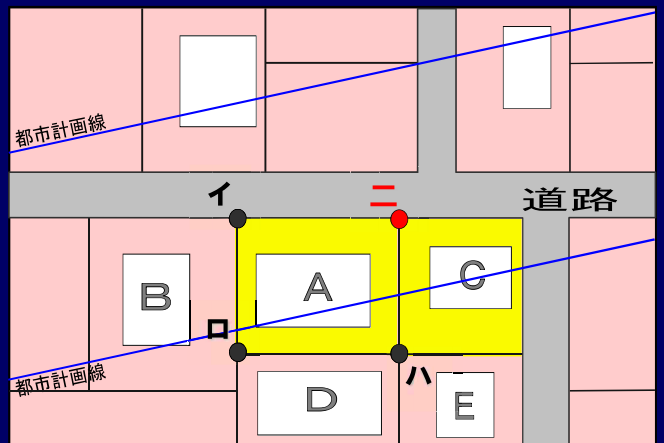
私有地と私有地との境界を確認する手順



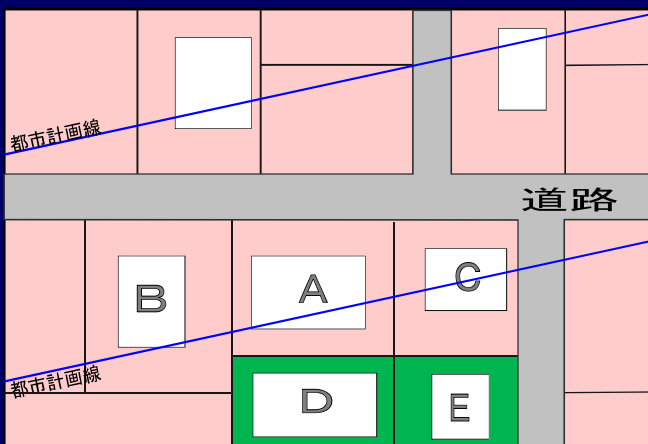
私有地と私有地との境界を確認する手順



私有地と私有地との境界を確認する手順



私有地と私有地との境界を確認する手順



立会証明書

別紙第9号様式(第2条関係) 株式会社

立会証明書

土地の表示 〇〇市〇〇区五丁目63  
上記の土地を測量するに当たり、下記のとおり隣接所有者と立会い、土地の境界について異議なく確認されたものである。

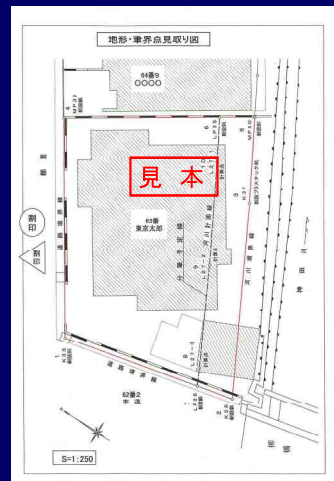
| 隣接地 | 所有者  | 立会人 | 住所(上) 氏名(下)   | 測量年度   | 測量月 | 測量日 |
|-----|------|-----|---------------|--------|-----|-----|
| 59  | 東京太郎 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 60  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 61  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 62  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 63  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 64  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 65  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 66  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 67  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 68  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 69  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |
| 70  | 〇〇〇〇 | 〇〇  | 〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地 | 平成 19年 | 7月  | 19日 |

本立会証明書のとりかたは、この裏面に記載してあります。

作成 年月日 測量 測量者氏名 測量 測量者職名  
東京市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

主事 〇〇 〇〇 印

注1 要するに、代理人がいない場合は、その者の住所・氏名を併記して要する。  
注2 この立会証明書の発給を中止した記録を台帳に台帳簿に、立会者の署名をする。



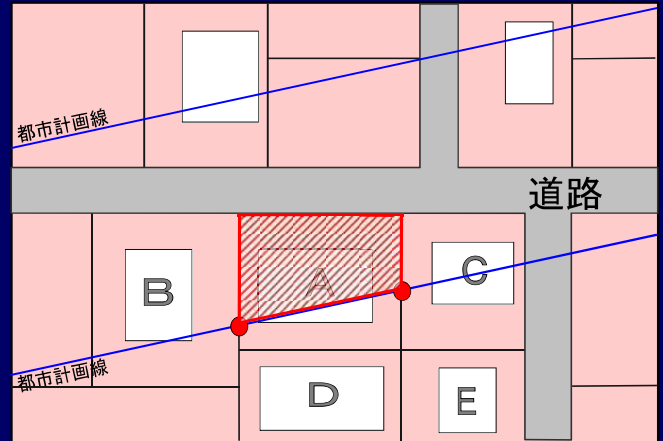
### 3. 境界点の測量

境界立会いで確認された境界点を測量していきます。

この測量は、皆様に立会いをお願いすることはありません。

測量のため、再度、皆様の土地に入らせていただきます。

### 4. 都市計画線の位置を現す杭等の設置



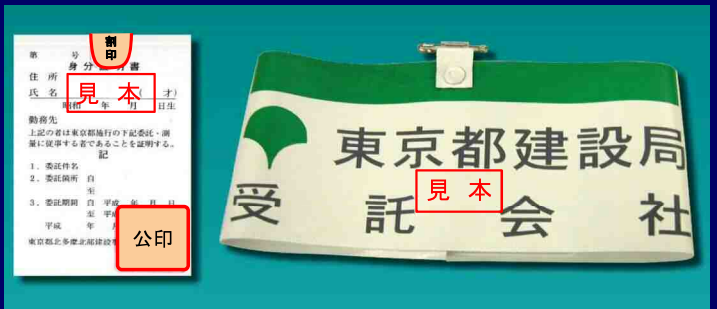
### 用地測量に伴う宅地、畑等への立ち入り

用地測量の作業において、地権者等の方の宅地、畑等に立ち入りをさせていただきます。

- 1 境界を確認するための資料収集等
- 2 境界点の測量
- 3 都市計画線を現す杭等の設置

皆様の宅地、畑等に立ち入る際には、必ずお声がけ等をいたしますので、ご協力をお願いいたします。

### 身分証明書と腕章の見本



測量作業は、東京都が委託した測量会社が行います。

測量にあたっては、身分証明書を常に携帯し、腕章をつけて作業を行ってまいります。

### 今後の事業の流れ

